平成２１年（フ）第９２１２号
東京都品川区旗の台３丁目３―15　サンケイ新聞荏原専売所内
破産者　菊池　将樹
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２２４号
東京都新宿区信濃町24―303
破産者　渡辺　正明
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２３２号
東京都世田谷区世田谷１丁目14―26
破産者　上原　良夫
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２３６号
東京都板橋区高島平４丁目30―16―202　第二丸伝ハイツ
破産者　千葉　周作
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２４７号
神奈川県横浜市港北区箕輪町２丁目５―13―413
破産者　横井　恵子
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２４９号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉５丁目27―５
破産者　岡田　康志
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２５８号
埼玉県川口市上青木１丁目18―１―107
破産者　横浜太こと　横濱　　太
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２７５号
東京都足立区千住桜木２丁目14―18―901
破産者　小松　邦江
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２９５号
東京都練馬区北町２丁目19―９
破産者　新村　　茂
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２９７号
埼玉県さいたま市桜区新開１丁目19―10
破産者　加藤　　勉
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３００号
千葉県野田市木野崎1758―61
破産者　朝妻亜希恵
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３３７号
東京都練馬区向山１丁目４―７―203、開始決定時の住所東京都練馬区中村南１丁目28―21―203
破産者　中村　任衡
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３５６号
東京都新宿区高田馬場２丁目７―21―309
破産者　日下部康子
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３６７号
神奈川県横浜市磯子区磯子台26―１―514
破産者　柳澤　　聡
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３９０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町1162　サンヴィレッジＡ棟101
破産者　新井田徹司
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３９１号
東京都国分寺市本町４丁目14―１―201
破産者　井迫　茂樹
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４７４号
東京都葛飾区新宿１―14―10―109、住民票上の住所東京都江戸川区北小岩２丁目４―３―1201
破産者　久木田秀郎
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５４４号
神奈川県藤沢市川名１丁目10―36　第１鈴木ハイツ205
破産者　宮内加奈子
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５４６号
埼玉県川越市大字今福1473―４―112、住民票上の住所東京都八王子市川口町1178―６
破産者　黒澤　幸雄
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５８３号
埼玉県さいたま市大宮区桜木町４丁目590―103
破産者　石田　昌巳
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５号
秋田市東通明田13番38号
破産者　株式会社ストレート
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１号
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林49番地
破産者　株式会社仏心堂
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部